

第三十三号議案

江戸川区東部フレンドホール条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区東部フレンドホール条例の一部を改正する条例

江戸川区東部フレンドホール条例（平成八年七月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第八条中「減額」を「減額し、」に改める。

第十一条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十四条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表(一)の表ホールの項中「八、一三〇円」を「八、二八〇円」に、「一六、八七〇円」を「一七、一八〇円」に、「二一、〇九〇円」を「二一、四八〇円」に、「四六、〇九〇円」を「四六、九四〇円」に、「九、七七〇円」を「九、九五〇円」に、「二〇、二六〇円」を「二〇、六四〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、七七〇円」に、「五五、三三〇円」を「五六、三六〇円」に改め、同表第一楽屋の項中「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表第二楽屋の項中「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表第三楽屋の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「二、一六〇円」を「二、一九〇円」に改め、別表(二)の表集会室（第一）の項及び集会室（第二）の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表集会室（第四）の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表料理講習室の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表音楽室（第一）の項及び音楽室（第二）の

項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表和室の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表健康スタジオの項中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。